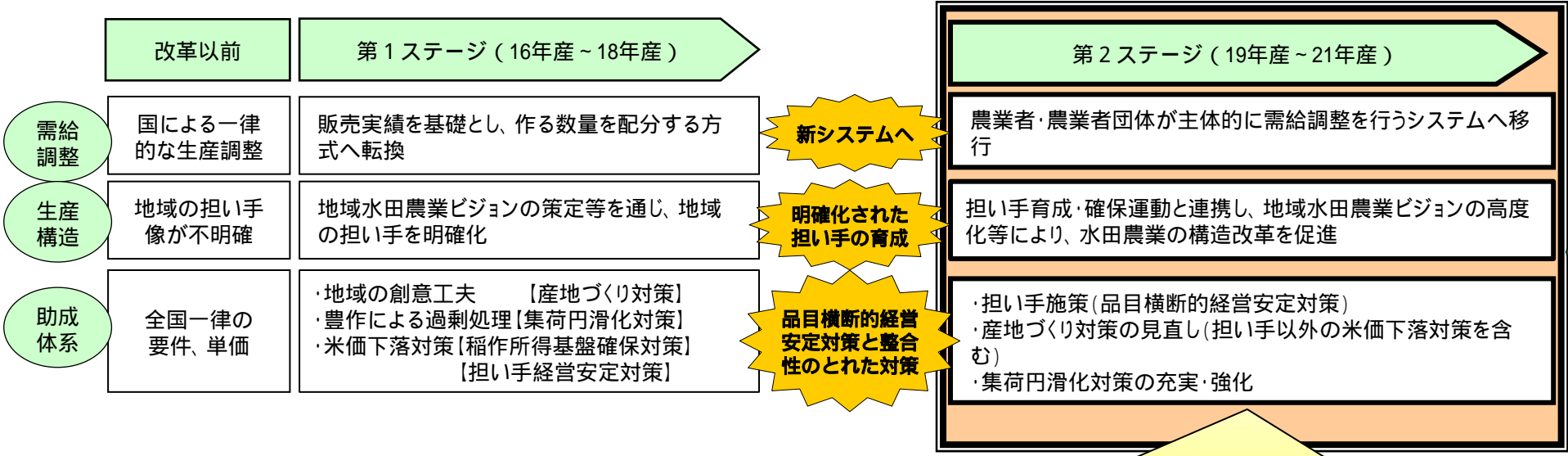


米政策改革の更なる推進

目標

平成22年度米づくりのあるべき姿の実現



19年度以降の支援措置

需要に応じた米づくり、産地づくりの促進（産地づくり対策）

- ・産地づくり交付金について、現行対策の基本的な仕組みは継続しつつ、地域の判断による需要に応じた作物選択の徹底、合理的な土地利用、効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進
- ・新たな需給調整システムの下で、都道府県段階の判断により、意欲的な生産調整の取組を促進する新需給調整システム定着交付金
- ・米の需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手以外の米価下落対策、担い手への集積、産地の需給改善の取組を支援する稲作構造改革促進交付金

豊作による過剰米の隔離（集荷円滑化対策）

- ・対策の加入促進、実効性の確保を図るための充実・強化（対策への拠出を産地づくり対策の要件化、生産者拠出に基づく生産者支援金の増額、無利子短期融資の対象の弾力化）

水田の飼料作物生産の振興（耕畜連携水田活用対策）

- ・飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興に直結する取組を支援

地域協議会等の体制強化（水田農業構造改革対策推進交付金）

- ・地域協議会等が農業者団体等の主体的な取組の支援機能を十分に発揮するよう体制を強化

担い手育成・確保総合対策のうち過去の生産実績がない案件等への対応

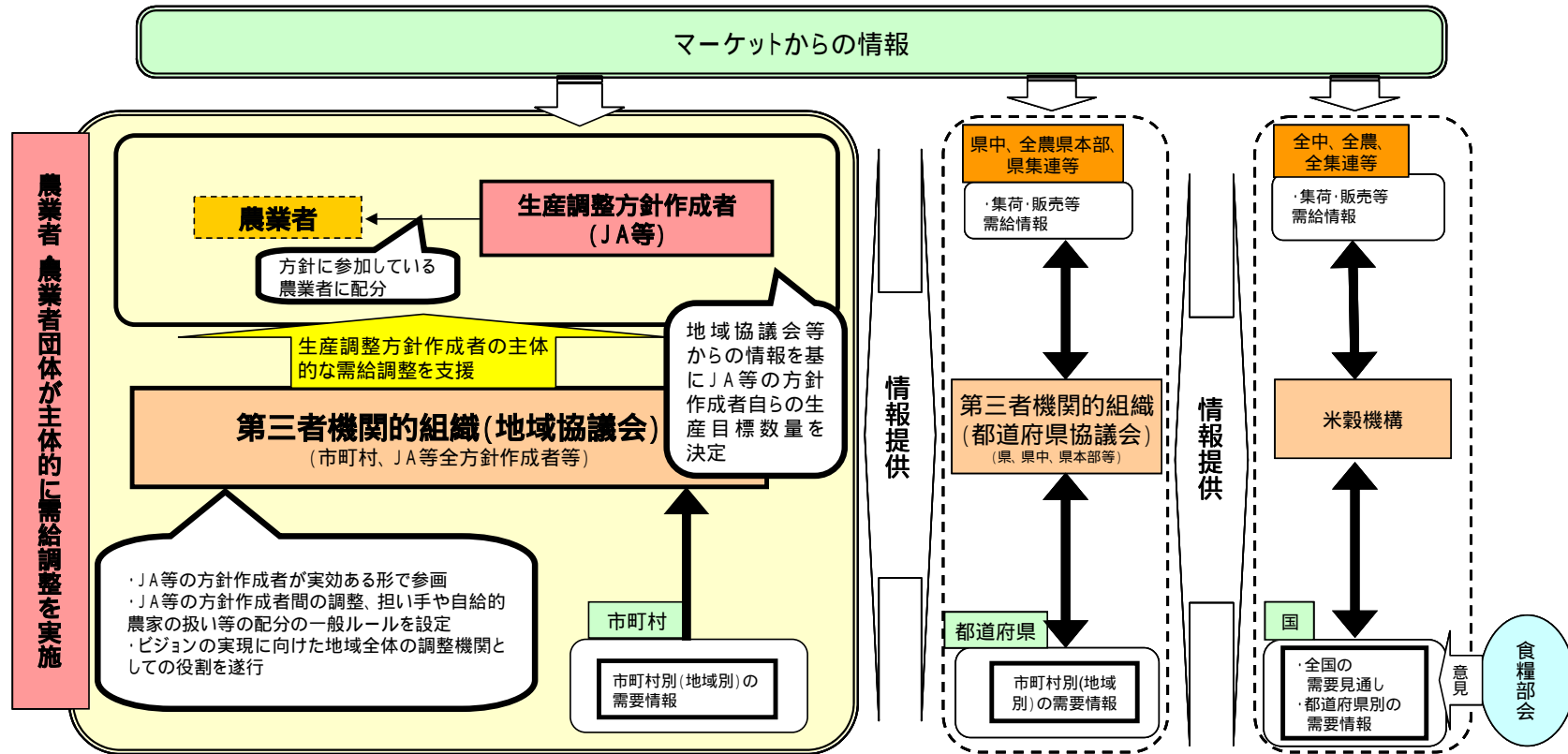
- ・需要に応じた生産や経営革新の取組を伴いつつ、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応などを行う者に対し経営安定が可能となる水準の支援

新たな需給調整システムの概要

国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施

JA等の生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該JA等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分

地域協議会は、行政、関係機関及びJA等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割



【都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方】

